

千葉県立松戸向陽高等学校 校内情報ネットワーク利用のガイドライン

1 利用の基本

千葉県立松戸向陽高等学校（以下、「本校」という）においてインターネットを含む校内ネットワークを利用するに当たっては、校内情報ネットワーク利用に関する情報セキュリティ基準、千葉県学校教育情報ネットワーク管理運用要綱、同運用要領に従うとともに、平成10年5月15日付け教指第294号「インターネットによる個人情報の提供について（通知）」の趣旨にのっとり、生徒及び関係者の個人情報の保護に努め、その教育的効果に十分配慮した活用を図るものとする。

2 図書情報部

図書情報部は、次の事項を協議する。

- (1) 校内ネットワークの利用に関する基本的事項
- (2) 公開情報の検討、Webページ運用に関すること
- (3) その他校内ネットワーク利用に必要な事項

3 セキュリティ

校内ネットワーク利用に当たっては、個人情報等の保護に努めるものとし、次の事項を徹底する。

- (1) 個人情報などの守秘性の高いデータ（以下、「特定電子情報」という）は、特定された端末以外では処理をしない。
- (2) 特定電子情報が処理される端末等においては、処理するデータを適正に区別して格納するとともに、その情報を記録した記憶媒体については、暗号化処理を行い、施錠が可能な場所に格納する。
- (3) 校務処理に当たってはファイルを共有するグループ、利用者の権限を明確にする。
- (4) 権限のない者がファイルを閲覧及び使用できないよう設定をする。
- (5) パスワードは、他人が想像しにくいものとし、厳重に保管する。
- (6) 執務する部屋内において、端末にログインしたまま離席しない。
- (7) 端末等のハードディスク等に特定電子情報を保存しない。
- (8) ウィルス等の被害を防止するため、ウィルス対策ソフトの定義パターンを最新にし、定期的にウィルス検査を実施する。ウィルス対策ソフトウェアを技術的に常駐させることのできない端末等については定期的にウィルスチェックを実施する。

4 学習系ネットワークの利用形態

学習系ネットワークの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

- (1) 情報の発信
本校Webページ等により本校の案内、各教科や特別活動等の学習事項のまとめや地域への情報提供に努める。
- (2) 情報の受信
本校のWebページに対する意見等を電子メール等で広く一般から受け付ける。
- (3) 情報検索と収集
Webページ・電子メール等のインターネットツールを利用して、学習に関連する情報の

検索・収集等に利用する。

(4) 教材作成

Web ページ・電子メール等を利用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工し、プレゼンテーションソフト等により教材づくりに活用する。

(5) 交流

Web ページ，電子メール等のツールを利用して，本校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との国内・国際交流に利用する。

5 公的な情報発信

(1) インターネットの利用において，ネットワークを介してのWeb ページ等による情報の発信を行うことができる主体は本校とし，原則としてネットワークセンターに設置したサーバにおいて行うものとする。

(2) 教職員や生徒は，個人又は私的組織として開設しているWeb ページ上では，情報を開示している主体が本校であるかのような誤解を招く表現のないようにする。

6 電子メール

(1) 校長宛のメールの管理と対応については，校長が行うこととする。

(2) 教頭宛のメールの管理と対応については，教頭が行うこととする。

(3) 学校宛及び運用に関するメールの管理と対応については，情報システム管理者が行うこととし，総合情報責任者及び関係者へ伝達することとする。

(4) 教職員等のメールの管理と対応については，各個人が行うこととする。また，生徒のメールについては必要のある場合，担当教員及び情報システム管理者が適宜指導し，適切な運用管理ができるようにする。

(5) 生徒及び教職員のメールについて，システム運用またはセキュリティの必要性が生じた場合は，情報システム管理者は，総合情報責任者の許可を得て，生徒及び教職員のメールを閲覧すること，メールの削除等適切な処理を講ずることができる。

7 本校Web ページ

(1) 総合情報責任者は，開かれた学校づくり推進のため，本校Web ページを開設するものとする。また，開設に当たっては平成10年5月15日付「教指第294号」の通知による協議を行うものとする。

(2) 本校Web ページ公開の目的は，次のとおりとする。

ア 生徒の学習活動やその成果を広く公開する。

イ 本校の紹介や教育課程，シラバス，研究の取り組み等を広く公開する。

ウ その他，教育活動をより充実・発展させることを目的としたこと。特に校長が必要と認めたことに活用する。

(3) 本校Web ページ上の登録データの管理は次の各項に定めることとする。

ア 本校Web ページの更新は図書情報部または情報セキュリティ管理者が行い，原則として他の者が更新・変更することはしない。

イ 図書情報部または情報セキュリティ管理者は，本校Web ページの内容について総合情報責任者の承認を得るものとする。

ウ 図書情報部は，本校Web ページを日常的に閲覧し点検する。承認を得ずに掲載，更新

- したページを発見した場合は速やかに対処する。
- (4) 生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。
 - (5) 第三者の著作にかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。
 - (6) 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、校長及び図書情報部で協議した後、適切な措置を講ずる。

8 リンク

- (1) 本校のWebページに対する他からのリンクは、教育・研究目的のものについては原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、校長の同意を得ることをWebページ上に明記する。
- (2) 作品を掲示する場合は、原則として著作者の了解を得るとともに、著作者又は著作権者名及び制作年等を表示する。
- (3) 本校のWebページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- (4) 本校のWebページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。生徒作品については、原著作者である生徒本人に帰属し、その他のデータは学校に帰属する。

9 個人情報

- (1) インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。

ア 氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、作品等に付す場合など、教育上必要がある場合に限り扱うことができるものとする。

イ 肖像（写真等）

生徒の写真については、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、受信相手が限定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。

ウ 意見・主張等

生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。

エ 身体の状態

生徒の身体や障害の状況等については、交流又は理解推進といった教育利用に際し、必要な範囲においてのみ扱うことができるものとする。

オ 生活に関する情報

国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。年齢、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。

- (2) インターネットを利用して個人情報を発信する場合には、本人の同意（取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意）に基づいて発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知するものとする。

- (3) 個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るよう努める。

10 生徒への指導上の留意点

- (1) 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、ネットワーク社会での基本的マナーや情報モラルの涵養を図るため生徒に適切な研修・指導を行う。
- (2) 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱い等の指導を徹底する。
- (3) 本校の学習活動の中で、生徒がWebページや電子メール等で発信するデータや情報は、担当教員及び情報システム管理者の承認を得てから外部に発信するものとする。

11 禁止事項

- (1) 本校Webページ、電子メール等で発信する内容については常に吟味し、表現方法や人権に関わる表現等において不適切なものは発信しない。
- (2) 学習活動に関連した有料データベース（新聞データベース、科学データベース、各種統計情報等）や有料の学習教材コンテンツの利用については、総合情報責任者と協議の上、学習活動に必要な場合に限り利用できるものとする。学習活動に関係ない有料データベースの利用は禁止する。
- (3) オンラインショッピング、ネットオークション、モバイルバンキング等の金銭の授受に関連したサイトの利用は、原則として禁止する。
- (4) インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

12 ネットワーク利用のガイドラインの見直し

- (1) 学校教育における校内ネットワーク利用の進展及び、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう、校内における十分な検討を経て、本ガイドラインは常に見直しを行うものとする。
- (2) コンピュータネットワークで使われる技術は、進歩・変化が非常に激しいため、最新の情勢に常に注意を払うこととする。
- (3) 本ガイドラインは、本校Webページのいずれかのページ上において必ず表示するものとする。

13 報告の義務

総合情報責任者は、不測の事態が生じた場合「校内情報ネットワーク利用に関する情報セキュリティ基準」の「ネットワークの事故等に関する報告」に従い適切に対応する。